

第8章

進路指導について

就職

進学

編入学

学習支援

就 職

就職の相談・指導について〈就職委員会の役割〉

本学には、就職に関する相談・指導を行う**就職委員会**があります。就職委員会は、いつでもあなたの方の就職に関して、応援できるように体制をとっています。

就職については、ご家族の方々とよく話し合いをした上で、**就職委員、学生支援課**によく相談し指導を受けてください。

就職活動の具体的な事柄（例えば履歴書の書き方、企業訪問の方法、就職試験の受け方など）については、別途、資料を配りますのでよく読んで活動ができるようにしてください。

また、就職希望者は、随時開催される「**就職ガイダンス**」に**必ず出席してください**。

学生支援室には求人先の資料、いままでの求人申込票、卒業生の就職状況に関する資料、就職試験に関するいろいろな参考書をおいていつでも閲覧できるように準備をしています。自分の進路を考えるにあたり、できるだけ情報を知り検討することが必要ですから、ぜひ利用してください。

進 学

進学については、各学科の進学担当教員とよく相談し、自分が学びたい内容の研究科がある大学院について、できるだけ早く調べるようにしましょう。詳細については学生支援課までお問い合わせください。

編 入 学

編入学については、各学科の編入学担当教員とよく相談し、自分が学びたい内容の学部・学科がある大学について、できるだけ早く調べるようにしましょう。四年制大学への編入学については、指定校推薦のものとそれ以外のものがあります。資料については学生支援課までお問い合わせください。

学生支援室には、各種案内や説明会の掲示等をしていますので参考にしてください。

なお、一般の編入学試験を受験する場合は、小論文と外国語は多くの大学で課されていますので、早めの対策をお勧めします。

学習支援

本学では、学習支援講座として皆さんのキャリアアップ、スキルアップを図るために、医療、福祉、その他教育、就職に関する講座を設け資格取得や、知的付加価値を高める講座など、「なりたい自分」をサポートしています。

例) SPI 対策講座、小論文対策講座、各国家試験対策講座、等

※講座の申し込みや相談は「学生支援課」にて受け付けております。

学生支援室利用について

1. 利用方法

【利用時間】

- (1) 平日 9時～17時
- (2) 土曜 9時～14時

【休業日】

- 日曜日、祝日、本学休業日
- (その他臨時休業日)

【求人情報・説明会情報】

- (1) 企業・病院・公務員の説明会案内、求人情報の配信・掲示
- (2) パソコンを利用したの情報検索

【進学・編入】

- (1) 進学・編入学の資料、過去問題

【アルバイト】

- (1) アルバイト求人の紹介

【各種届・申込】

- (1) 就職活動届
 - 就職活動をする場合は事前に届け出を提出してください。
 - 就職活動で授業を欠席する場合は事前に届け出を提出してください。
 - ※公認欠席にはなりません。
- (2) 推薦書
 - 就職活動等で推薦書が必要な場合は、学生支援課で申し込んでください。なお、発行までに2～3日かかりますので、予め必要書類をよく確認しておいてください。

【報告書】

- (1) 試験内容報告書
 - 先輩たちが残してくれた試験の内容やメッセージがあります。
 - 就職・進学の試験を受けた場合には必ず報告してください。
- (2) 内定報告書
 - 進路が決定した場合に必ず報告してください。(内定通知書のコピーも一部同時提出)

2. その他

- (1) 学生支援課への要望はスタッフまでご連絡ください。
- (2) 学生支援室での飲食は禁止です。
- (3) 学生支援室から資料を持ち出す際はスタッフに確認してください。
- (4) 求人検索の方法や資料の探し方、その他の相談事、さらに学生支援室を利用するうえでわからないことがあれば、遠慮なくスタッフに聞いてください。

神戸常盤大学学則 および関係諸規程

神戸常盤大学学則

神戸常盤大学履修規程

神戸常盤大学学位規程

神戸常盤大学再入学規程

神戸常盤大学科目等履修生規程

神戸常盤大学研究生・委託生規程

神戸常盤大学外国人留学生規程

神戸常盤大学学則

(平成 20 年 4 月 1 日)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 建学の精神を踏まえ、教育基本法並びに学校教育法に基づいて、豊かな知性と感性を備え、いのちに寄り添い、いのちを支える、道徳的に優れた専門職業人を育成するとともに、学術の拠点として教育研究上の成果を地域並びに広く社会に還元することにより、その発展に寄与することを目的とする。

2 本学の設置する各学部学科における人材の養成に関する教育目標は、別表4に定める。

(情報の公開)

第2条 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公開するものとする。

2 前項の情報の公開に関する事項は、別に定める。

(目的達成と評価)

第3条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するために、本学における教育研究活動並びに組織及び運営等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

(教育内容等の改善)

第3条の2 本学は、教育内容及び方法の改善を図るための組織を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の組織に関する事項は、別に定める。

第2章 学部、学科、学生定員及び修業年限

(学 部)

第4条 本学において設置する学部は、次のとおりとする。

(1) 保健科学部

(2) 教育学部

(学科及び学生定員)

第5条 学部において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	編入学定員	収 容 定 員
保健科学部	医 療 検 査 学 科	80名	—	320名
	診 療 放 射 線 学 科	75名	—	300名
	口 腔 保 健 学 科	70名	—	280名
	看 護 学 科	85名	—	340名
教 育 学 部	こ ども 教 育 学 科 保育・幼児教育コース 義務教育コース	80名	—	320名
計		390名	—	1560名

(修業年限)

第6条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第7条 学生は8年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第9条 学年を次の2学期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 学園創立記念日5月8日

(4) 夏期休業日 8月1日から9月16日まで

(5) 冬期休業日 12月24日から翌年1月7日まで

(6) 春期休業日 3月11日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、必要のある場合、休業日を変更することができる。

4 学長は、必要のある場合、休業日に授業等を行わせることができる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第11条 入学の時期は学年の初めとする。

(入学資格)

第12条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で 文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後

に修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学の出願）

第13条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

（入学の選考）

第14条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続き及び入学許可）

第15条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓書その他本学所定の書類を提出するとともに、入学金等を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（転学及び再入学）

第16条 本学に、転学又は退学及び除籍時の学科に再入学を志望する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により、入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

（看護学科3年次編入学）

第17条 削除

（退学）

第18条 退学しようとする者は、保証人連署の上、その事由を具して、学長に願い出て許可を受けなければならない。

（休学）

第19条 疾病その他やむを得ない事情により、3ヶ月以上修学することのできない者は、保証人連署の上、その事由を具して、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

（休学の期間）

第20条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 年度を超えて休学するときは、改めて学長に願い出てその許可を得なければならない。

3 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

4 休学の期間は、第7条の在学年限に算入しない。

（復学）

第21条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学を許可された者は、休学時の学年に復学することとする。

(除 籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第7条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第20条第3項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 学費の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (4) 死亡した者、又は長期間にわたり行方不明の者

(転学部及び転科)

第23条 転学部及び転科は原則として許可しない。ただし、特別な事情があり、各学科に欠員のあ
る場合に限り、選考の上、相当年次に転学部及び転科を許可することがある。

2 前項の規定により、転学部及び転科を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い
並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(転 学)

第24条 学生が本学から他の大学に転学を希望するときは、学長の許可を受けなければならない。

第5章 教育課程

(教育課程)

第25条 本学の教育課程は、学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系
的に編成するものとする。

(授業科目)

第26条 各学科の授業科目の区分、名称、配当年次、単位数及び授業形態は、別表1のとおりとす
る。

2 前項に定めるもの以外に、各学科が定める特別の授業科目を設け、区分、名称、配当年次、単位
数及び授業形態は、別表2のとおりとする。

3 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目の3種に分け、これを各年次に配当して編成する
ものとする。

4 授業科目については、授業の目的、方法及び内容並びに1年間の授業計画を、あらかじめ講義要
綱において明示するものとする。

(授業の方法)

第27条 本学における授業の方法は、講義、演習、実験、実習又は実技のいずれか、又はこれらの
併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当
該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の計算方法)

第28条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構
成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等
を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間又は40時間の授業をもって1単位とする。

また、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が教育上有益と認める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前項各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第29条 本学の1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め年間35週にわたることを原則とする。

(履修科目の登録)

第30条 学生は毎学年度の初めに、当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 履修に関して必要な事項は、別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第31条 学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限に関して必要な事項は、別に定める。

- 2 前項の単位数の上限は、学則第26条第1項別表1の必修科目と選択科目の合計単位数とする。
- 3 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、第1項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

(単位の授与)

第32条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(試験)

第33条 試験は筆記試験、レポート試験、実技等によるものとし、原則として毎年2回各学期の終りに行うものとする。ただし、臨時に行うことがある。

- 2 試験に関して必要な事項は、別に定める。

(学修の評価)

第34条 試験等の評価はS（秀）、A（優）、B（良）、C（可）、D（不可）をもって表わし、C（可）以上を合格とする。

- 2 学修の評価に関して必要な事項は、別に定める。

(GPA制度)

第34条の2 前条に基づきGPA制度を設ける。

- 2 GPA制度に関して必要な事項は、別に定める。

第6章 卒 業 等

(卒業の要件)

第35条 本学を卒業するためには、学生は別表第1に定めるところにより、次の各号に定める授業科目及び単位数を修得しなければならない。

- (1) 保健科学部医療検査学科については、4年以上在学し、医療検査学科授業科目の必修科目110単位、選択科目14単位以上、合計124単位以上修得しなければならない。
- (2) 保健科学部診療放射線学科については、4年以上在学し、診療放射線学科授業科目の必修科目113単位、選択科目11単位以上、合計124単位以上修得しなければならない。
- (3) 保健科学部口腔保健学科については、4年以上在学し、口腔保健学科授業科目の必修科目105単位、選択科目19単位以上、合計124単位以上修得しなければならない。
- (4) 保健科学部看護学科については、4年以上在学し、看護学科授業科目の必修科目102単位、選択科目22単位以上、合計124単位以上修得しなければならない。
- (5) 教育学部こども教育学科については、4年以上在学し、こども教育学科授業科目の必修科目21単位、選択科目103単位以上、合計124単位以上修得しなければならない。

2 転学、再入学、転学部及び転科の学生は、定められた年数以上在学し、前項の単位数を修得しなければならない。

(卒 業)

第36条 本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第37条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、学士の学位を授与する。

2 学位に関して必要な事項は、別に定める。

(資格の取得)

第38条 本学の各学科において取得することができる資格及び免許状の種類は、次のとおりとする。

学 部	学 科	資格・免許
保健科学部	医 療 検 査 学 科	臨床検査技師国家試験受験資格
	診 療 放 射 線 学 科	診療放射線技師国家試験受験資格
	口 腔 保 健 学 科	歯科衛生士国家試験受験資格
	看 護 学 科	保健師国家試験受験資格 看護師国家試験受験資格 養護教諭一種免許状
教育学部	こ ども 教 育 学 科	中学校教諭一種免許状（理科） 小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状 保育士資格

2 臨床検査技師等に関する法律に定める臨床検査技師国家試験の受験資格を取得するには、第35条第1項第1号に定める単位を修得しなければならない。

- 3 診療放射線技師法に定める診療放射線技師国家試験の受験資格を取得するには、第35条第1項第2号に定める単位を修得しなければならない。
- 4 歯科衛生士法に定める歯科衛生士国家試験の受験資格を取得するには、第35条第1項第3号に定める単位を修得しなければならない。
- 5 保健師助産師看護師法に定める看護師国家試験の受験資格を取得するには、第35条第1項第4号に定める単位を修得しなければならない。
- 6 保健師助産師看護師法に定める保健師国家試験の受験資格を取得するには、第35条第1項第4号に定める単位を修得するほか、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定める保健師学校養成所の指定基準の定める単位を修得しなければならない。
- 7 養護教諭一種免許状を取得するには、第35条第1項第4号に定める単位を修得するほか、教育職員免許法施行規則に定める単位を修得しなければならない。
- 8 中学校教諭一種免許状（理科）及び小学校教諭一種免許状及び幼稚園教諭一種免許状を取得するには、第35条第1項第5号に定める単位を修得するほか、教育職員免許法施行規則に定める単位を修得しなければならない。
- 9 保育士資格を取得するには、第35条第1項第5号に定める単位を修得するほか、児童福祉法施行規則に定める単位を修得しなければならない。
- 10 第1項に定めるもの以外の資格取得については、別に定める。

（単位互換）

第39条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学と単位互換に関する協定のある他の大学、短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 単位の認定に関して必要な事項は、別に定める。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第40条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が本学の認めた外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
- 3 留学に関して必要な事項は、別に定める。
- 4 単位の認定に関して必要な事項は、別に定める。

（他の大学又は短期大学以外の教育施設等における学修）

第41条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修のうち、次の各号に該当するものを本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- （1）大学の専攻科における学修
- （2）高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程における学修
- （3）高等専門学校の課程における学修
- （4）高等専門学校の専攻科における学修
- （5）専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修

(6) 文部科学大臣が別に定める学校以外の教育施設で、学校教育に類する教育を行うものにおける学修

(7) 文部科学大臣の認定もしくは委嘱を受けて大学等が行う講習等における学修

(8) TOEFL及びTOEIC、又は要件を備えた知識及び技能に関する審査であって、これらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなした単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。

3 単位の認定に関して必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第42条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第39条第1項、第40条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。

4 単位の認定に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 入学検定料、入学金、学費その他の費用

(入学検定料、入学金及び学費)

第43条 本学の入学検定料、入学金及び学費については、別表3のとおりとする。

2 入学検定料は受験前に、入学金は入学前に納入するものとする。

(学費の納入期)

第44条 学費は前期、後期の2学期に分けて、指定された期日までに納入しなければならない。ただし、入学時の前期の学費は入学前に納入する。

2 特別の事情がある時は、学費の分納又は延納を認めることがある。詳細については、別に定める。

3 教材費等教育に必要な費用を徴収することがある。

(退学の場合の学費)

第45条 学期の途中において退学を願い出る者は、当該学期の学費は全額納入しなければならない。

(停学の場合の学費)

第46条 停学期間中の学費は、納入しなければならない。

(休学の場合の在籍料)

第47条 休学を許可された者は、在籍料として第43条第1項に定める学費のうち、教育充実費半期分の2分の1の金額を毎学期初めに納入する。ただし、学期の途中において休学する場合は、当該学期の学費は全額納入しなければならない。

- 2 休学を許可された者又は命ぜられた者で特別の事情のあるときは、教授会の議を経て在籍料を減額又は免除することがある。

(卒業が認定されなかった者の学費及び在籍料)

第48条 卒業を認定されなかった者は、次の各号に定める金額を納入する。

- (1) 卒業不足単位数が5単位未満の場合は、第43条第1項に定める学費のうち、授業料半期分の4分の1の金額を毎学期初めに納入する。
 - (2) 卒業不足単位数が5単位以上10単位未満の場合は、第43条第1項に定める学費のうち、授業料半期分の2分の1の金額を毎学期初めに納入する。
 - (3) 卒業不足単位数が10単位以上の場合は、第43条第1項に定める学費のうち、授業料半期分の全額を毎学期初めに納入する。
- 2 前項の者が休学を願い出て許可された場合は、在籍料として第43条第1項に定める学費のうち、教育充実費半期分の4分の1の金額を毎学期初めに納入する。
- 3 特別の事情があるときは、教授会の議を経て前二項を減額又は免除することがある。

(納入した学費等)

第49条 既に納入した入学検定料、入学金、学費及び在籍料は、いかなる事由があっても返還しない。ただし、入学者選抜試験において学費等の返還を伴う場合は適用しない。

第8章 教職員組織

(教職員組織)

- 第50条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他 必要な職員を置く。
- 2 本学に、学部長、学科長、事務局長及びその他必要な教職員を置く。
- 3 本学に、副学長又は学長補佐を置くことができる。
- 4 学長は、校務をつかさどる。
- 5 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第9章 教授会

(教授会)

第51条 本学に、教授会を置く。

(教授会の構成)

- 第52条 教授会は学長、専任の教授及び准教授で構成する。ただし、必要のある時は講師及び助教に出席を要請することがある。
- 2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めた時は、その他の教職員を加えることができる。

(教授会の任務)

第53条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(その他)

第54条 本章に定めるもののほか、教授会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

第10章 科目等履修生、外国人留学生、研究生及び委託生

(科目等履修生)

第55条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生には、本学則第32条、第33条及び第34条の規定を準用して、単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第56条 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第57条 本学教員の指導を受けて特定の専門分野を研究しようとする者があるときは、選考の上、研究生として許可することがある。

- 2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第58条 他の大学又は公共機関等から、本学の特定の授業科目について修学を委託される者があるときは、選考の上、委託生として許可することがある。

- 2 委託生に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第59条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(懲戒)

第60条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 懲戒の手続きについては、別に定める。

第12章 厚生施設

（保健室）

第61条 本学に保健室として健康管理室を設ける。

2 健康管理室に関して必要な事項は、別に定める。

（カウンセリング室）

第62条 本学にカウンセリング室を設ける。

2 カウンセリング室に関して必要な事項は、別に定める。

第13章 その他の施設等

（図書館）

第63条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関して必要な事項は、別に定める。

（国際交流センター）

第64条 本学に国際交流センターを置く。

2 国際交流センターに関して必要な事項は、別に定める。

（ライフサイエンス研究センター）

第65条 本学にライフサイエンス研究センターを置く。

2 ライフサイエンス研究センターに関して必要な事項は、別に定める。

（口腔保健研究センター）

第66条 本学に口腔保健研究センターを置く。

2 口腔保健研究センターに関して必要な事項は、別に定める。

（健康保健センター）

第67条 本学に健康保健センターを置く。

2 健康保健センターに関して必要な事項は、別に定める。

（KTU研究開発推進センター）

第68条 本学にKTU研究開発推進センターを置く。

2 KTU研究開発推進センターに関して必要な事項は、別に定める。

（子育て総合支援施設）

第69条 本学に子育て総合支援施設を置く。

2 子育て総合支援施設に関して必要な事項は、別に定める。

（教職支援センター）

第70条 本学に教職支援センターを置く。

2 教職支援センターに関して必要な事項は、別に定める。

（神戸常盤地域交流センター）

第71条 本学に神戸常盤地域交流センターを置く。

2 神戸常盤地域交流センター内に神戸常盤ボランティアセンターを置く。

3 神戸常盤地域交流センターに関して必要な事項は、別に定める。

4 神戸常盤ボランティアセンターに関して必要な事項は、別に定める。

（すこラボ（健康生活研究所））

第72条 本学にすこラボ（健康生活研究所）を置く。

2 すこラボ（健康生活研究所）に関して必要な事項は、別に定める。

（附則）1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年度から23年度において各学科の収容定員は、第5条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
医療検査学科	80名	160名	240名
看護学科	75名	150名	230名

（附則）1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、平成21年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。

（附則）1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、平成22年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。

（附則）1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、平成24年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。

2 教育学部こども教育学科の第5条の収容定員は、平成24年度から26年度においては次のとおりとする。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
教育学部 こども教育学科	80名	160名	240名

（附則）1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、平成25年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。

2 学則第26条に定める別表1「こども教育学科授業科目」は、平成24年度入学生にも適用する。

（附則）1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、平成26年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。

（附則）1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、平成27年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。

（附則）1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、平成28年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。

（附則）1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、平成29年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。

- (附則) 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、平成30年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。

- (附則) 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、平成31年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。

- (附則) 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、令和2年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。

- 2 令和2年度から令和4年度において各学科の収容定員は、第5条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保健科学部 診療放射線学科	75名	150名	225名

- (附則) 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、令和3年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。

- (附則) 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、令和4年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。

- 2 令和4年度から令和6年度において各学科の収容定員は、第5条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保健科学部 口腔保健学科	70名	140名	210名

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保健科学部 看護学科	315名	320名	330名

- (附則) 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、令和5年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。

- 2 学則第26条に定める別表1「こども教育学科授業科目」のうち、「子どもと絵本Ⅰ」「子どもと絵本Ⅱ」は、令和3年度及び令和4年度入学生にも適用する。

- (附則) 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、令和6年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。

別表 1 (第26条関係 医療検査学科授業科目)

区 分		授 業 科 目	配当年度	単位数			授業形態			備 考
				必修	選択	自由	講義	演習	実習等	
基 盤 教 育 分 野	学 び の 科 目 群	まなぶる ▶ と き わ び と I	1年前期	2				○		① 基盤教育分野 選択科目から 6単位以上 選択必修
		まなぶる ▶ と き わ び と II	1年後期	1				○		
		大学道場 miniゼミ A	1年前期		1			○		
		大学道場 miniゼミ B	1年後期		1			○		
	人 間 探 究 科 目 群	情報メディア演習	1年前期	1				○		
		健康スポーツ科学 I	1年前期		1		○	○		
		健康スポーツ科学 II	1年前期		1			○		
		健康スポーツ科学 III	1年後期		1				○	
		アカデミックライティング	1年後期	1				○		
		コミュニケーション論	1年前期		1		○			
		英語コミュニケーション I	1年前期	1				○		
		英語コミュニケーション II	1年後期	1				○		
		英語Aa (Communicative English Basic)	1年前期		1			○		
		英語Ab (Communicative English Intermediate)	1年後期		1			○		
		英語Ac (Communicative English Advanced)	3年前期		1			○		
		英語B (PresentationSkills)	2年前期		1			○		
		英語C (CurrentIssues)	2年後期		1			○		
		手話コミュニケーション	1年前期		1			○		
		多文化コミュニケーション	1年後期		1			○		
		いのちと共生	1年後期		1		○			
		人類と地球環境	1年前期		1		○			
		暮らしの中の数学	1年前期		1		○			
		基礎統計学	1年前期	1			○			
		暮らしの中の物理学	1年前期		1		○			
		現代社会と文化	1年前期		1		○			
		人体のふし	1年前期		1		○			
		現代社会と生命科学	1年前期		1		○			
		安全と全生	1年前期		1		○			
		人類と農学	1年前期		1		○			
		プログラミング入門	1年後期		1			○		
		日本国憲法	1年前期		2		○			
		哲学と倫理	1年前期		1		○			
		生命倫理	1年後期	1			○			
		芸術文化論	1年前期		1		○			
		文学	1年前期		1		○			
		日本通史	1年前期		1		○			
		国際社会学	1年後期		1		○			
		現代社会学	1年後期		1		○			
		政治学	1年後期		1		○			
		経済学	1年前期		1		○			
		組織マネジメント	1年後期		1		○			
		心理臨床学	1年後期		1		○			
		人間関係論	1年前期		1		○			
		教育と人間	1年前期		1		○			
		災害とまちづくり	1年前期		1		○			
		国際理解論	1年前期		1		○			
		科学技術論	1年後期		1		○			
	創造実践科目群	地域との協働 A	1年通年		1			○		
		地域との協働 B	2年通年		1			○		
		コミュニティデザイン	1年後期		1			○		
専 門 基 礎 分 野	自然科学系	超と き わ び と	2年通年		1			○		② *印の 選択科目 から 8単位以上 選択必修
		基礎化学	1年前期			2	○			
		基礎物理	1年前期			2	○			
		物理学 (無機・物理化学)	1年前期	1			○			
		化学 II (有機化学)	1年前期	1			○			
		生命科学	1年後期	2			○			
		基礎分析実習	1年後期	1					○	
		臨床検査入門実習	1年前期	1			○		○	
		医学入門概論	1年前期	1			○			
		解剖組織学	1年後期	2			○			
		組織学実習	2年前期	1					○	
	基礎医学系	生理解学 I	1年前期	1			○			
		生理解学 II	1年後期	1			○			
		生化学 I	1年後期	1			○			
		生化学 II	2年前期	1			○			
		栄養学	2年後期	1			○			
		遺伝学	1年後期	1			○			
		病理学	2年前期	2			○			
		免疫学	2年前期	1			○			
		薬理学	3年後期	1			○			
		分子細胞生物学	2年前期		1		○			
	社会医学系	環境衛生理学	2年後期		1		○			
		公衆衛生学 I	1年前期	1			○			
		公衆衛生学 II	1年後期	1			○			
		公衆衛生学実習	1年後期	1					○	
		保健医療福祉総論	2年前期	1			○			
		予防医学	4年前期	1			○			
		情報科学概論	1年前期	1			○			
情報・工学系	工学系	医療工学	1年前期	2			○			
		医療工学実習	1年後期	1					○	
		ロボティクス演習	3年後期		1			○		

区 分		授 業 科 目	配当年次	単位数			授業形態			備 考
				必修	選択	自由	講義	演習	実習等	
専 門 分 野	血液検査	血 液 検 査 学Ⅰ	2年前期	1			○			② *印の 選択科目 から 8単位以上 選択必修
		血 液 検 査 学Ⅱ	2年後期	1			○			
		血 液 検 査 学 実 習Ⅰ	3年前期	1					○	
		血 液 検 査 学 実 習Ⅱ	3年後期	1					○	
	病理検査系	病 理 検 査 学	2年後期	1			○			
		病 理 検 査 学 実 習Ⅰ	2年後期	1					○	
		病 理 検 査 学 実 習Ⅱ	3年前期	1					○	
		細 胞 検 査 学	3年前期	2			○			
	一般検査系	細 胞 検 査 学 演 習	3年後期		1			○		
		一 般 検 査 学	2年前期	1			○			
		一 般 検 査 学 実 習	2年後期	1					○	
		医 動 物 学 実 習	2年前期	1					○	
	生化学・免疫検査系	臨 床 化 学 検 査 学Ⅰ	2年前期	1			○			
		臨 床 化 学 検 査 学Ⅱ	2年後期	1			○			
		臨 床 化 学 検 査 学 実 習Ⅰ	2年後期	1					○	
		臨 床 化 学 検 査 学 実 習Ⅱ	3年前期	1					○	
	遺伝子検査・輸血・移植検査	免 疫 検 査 学	2年後期	1			○			
		免 疫 検 査 学 実 習	3年前期	1					○	
		遺 伝 子 ・ 染 色 体 検 査 学	2年後期	1			○			
		遺 伝 子 ・ 染 色 体 検 査 学 実 習	3年前期	1					○	
	微生物検査	輸 血 ・ 移 植 検 査 学 実 習	3年前期	2			○			
		輸 血 ・ 移 植 検 査 学 実 習	3年後期	1					○	
		微 生 物 検 査 学Ⅰ	2年前期	2			○			
		微 生 物 検 査 学Ⅱ	2年後期	1			○			
	生理検査系	微 生 物 検 査 学 実 習Ⅰ	2年後期	1					○	
		微 生 物 検 査 学 実 習Ⅱ	3年前期	2					○	
		生 理 機 能 検 査 学Ⅰ（循環器系）	2年前期	2			○			
		生 理 機 能 検 査 学Ⅱ（神経系）	2年前期	2			○			
	臨床病態学系	生 理 機 能 検 査 学Ⅲ（呼吸器系）	2年後期	2						
		画 像 検 査 学	3年前期	1			○			
		生 理 機 能 検 査 学 実 習Ⅰ	2年後期	1					○	
		生 理 機 能 検 査 学 実 習Ⅱ	3年前期	1					○	
	臨床検査安全管理系・臨床検査総合管理系	生 理 機 能 検 査 学 演 習	3年後期	1				○		
		臨 床 病 態 学Ⅰ（病因・病態）	3年前期	1			○			
		臨 床 病 態 学Ⅱ（病態解析）	3年後期	2			○			
		臨 床 病 態 学Ⅲ（発展）	4年前期	1			○			
	臨床実習	総 合 医 学 検 査 演 習	4年通年	2				○		
		検 査 機 器 総 論	1年前期	1			○			
		検 査 管 理 総 論	2年後期	1			○			
		Ⅰ P W 論	3年前期	1			○			
総合・発展医療検査系	感 染 制 御 学	3年後期	1			○				
	医 療 統 計 学	4年前期	1			○				
	医 療 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 演 習	4年前期	1				○			
	Ⅰ P W 演 習	4年前期		1			○			
総合・発展医療検査系	医 療 安 全	3年前期	1			○				
	検 体 採 取 安 全 管 理 演 習	3年後期	1				○			
	技 能 修 得 到 達 度 評 価	3年後期	1					○		
	臨 地 実 習	3年後期	1					○		
総合・発展医療検査系	卒 業 研 究	2年前期	1				○			
	卒 業 研 究	4年通年	4				○			
	国 際 保 健 医 療 活 動Ⅰ	4年前期	1			○				
	国 際 保 健 医 療 活 動Ⅱ	3・4年前期		1			○			
総合・発展医療検査系	対 人 援 助 技 術 演 習	2年前期		1			○			
	分 子 感 染 制 御 学 演 習	3年前期		1			○			
	遺 伝 子 工 学	3年前期		1		○				
	文 献 講 読	3年後期		1			○			
総合・発展医療検査系	先 進 医 学 検 査 学	4年前期		1		○				
	バ イ オ イ ン フ オ マ テ ィ ク ス	4年前期		1		○				
	細 胞 検 査 学 特 論Ⅰ	4年前期		2		○				
	細 胞 検 査 学 特 論Ⅱ	4年前期		2		○				
総合・発展医療検査系	総 合 医 学 検 査 特 論	4年後期		2		○				
	労 働 衛 生 学Ⅰ	2年後期		2		○				
	労 働 衛 生 学Ⅱ	4年前期		2		○				
	労 働 基 準 法	4年前期			1	○				
総合・発展医療検査系	労 働 安 全 衛 生 法 規	4年前期			3	○				
	合 計		110	69	8					

別表 1 (第26条関係 診療放射線学科授業科目)

区 分		授 業 科 目	配当年次	単位数			授業形態			備 考		
				必修	選択	自由	講義	演習	実習等			
基 盤 教 育 分 野	学ひの 始め科目群	まなぶる▶とときわびとI	1年前期	2				○		① 基盤教育分野選択科目 から7単位以上選択必修		
		まなぶる▶とときわびとII	1年後期	1				○				
	大学道場miniゼミA	1年前期		1			○					
	大学道場miniゼミB	1年後期		1			○					
	情報メディア基礎	1年前期	1				○					
	情報メディア演習I	1年後期	1				○					
	健康スポーツ科学Ⅱ	1年前期		1		○						
	健康スポーツ科学Ⅲ	1年前期		1			○					
	健康スポーツ科学Ⅳ	1年後期	1					○				
	アカデミックライティング	1年後期		1			○					
	コミュニケーション論	1年前期	1			○						
	英語コミュニケーションⅠ	1年前期	1				○					
	英語コミュニケーションⅡ	1年後期	1				○					
	英語A a (Communicative English Basic)	1年前期		1			○					
	英語A b (Communicative English Intermediate)	1年後期		1			○					
	英語A c (Communicative English Advanced)	3年前期		1			○					
	英語 B (Presentation Skills)	2年前期		1			○					
	英語 C (Current Issues)	2年後期		1			○					
	手話コミュニケーション	1年前期		1			○					
	多文化コミュニケーション	1年後期		1			○					
	人間探 究科 目群	いのちと共生	1年前期		1			○				
		人類と地球環境	1年前期		1			○				
		暮らしの中の数学	1年前期		1			○				
		基礎統計学	1年前期		1			○				
		暮らしの中の物理学	1年前期		1	1		○				
		現代社会と文化	1年前期		1			○				
		人体のふしぎ	1年前期		1			○				
		現代社会と生命科学	1年前期		1			○				
		安全人と農学入門	1年前期		1			○				
		フクロン農学専門	1年後期		1			○				
		日本国と憲法	1年前期		2			○				
		哲学と倫理	1年前期		1			○				
		生命倫理	1年後期	1				○				
		芸術文化理論	1年前期		1			○				
		文学史	1年前期		1			○				
		日本通史	1年前期		1			○				
		国際社会学	1年後期		1			○				
		現代社会学	1年後期		1			○				
		政治経済学	1年前期		1			○				
		組織マネジメント論	1年後期		1			○				
	心臓臨床生理学	1年後期		1			○					
	人間関係論	1年前期		1			○					
	健康教育と人権	1年前期		1			○					
	災害とまちづくり	1年前期		1			○					
	国際理解論	1年前期		1			○					
	科学技術協働論A	1年後期		1			○					
		地域との協働AB	1年通年		1			○				
		地帯の協働	2年通年		1			○				
		コンピュータサイエンス	1年後期		1			○				
		ロボティクスデザイン	2年通年		1			○				
		超特種ロボット	2年通年		1			○				
		医療コミュニケーション	1年後期		1			○				
		治療サイエンス基礎	1年前期	1			○					
		基礎工学演習	1年後期	1				○				
		プロダクトデザイン	2年後期		1			○				
		専 門 基 礎 分 野	疾病の成り立ち 人間の構造と機能及び	医学概論Ⅰ	1年前期	2			○			
				解剖学Ⅰ	1年前期	2			○			
	解剖学Ⅱ			1年後期	2			○				
	基礎生物学			1年前期			1	○				
	基礎化学			1年前期			1	○				
生体物理学	1年前期					1	○					
病理生理学	1年後期			2			○					
生理薬理学	2年前期			1			○					
生理薬理学	2年前期			1			○					
臨床薬理学	2年前期			1			○					
臨牀検査学入門	1年後期			1			○	○				
放射線科学概論	1年前期			1			○					
並びに放射線の科学及び技術 保健医療福祉における理工学的基礎	放射線物理学Ⅰ		1年前期		1		○					
	放射線物理学Ⅱ		1年後期	1			○					
	放射線物理解学Ⅰ		2年前期	1			○					
	放射線物理解学Ⅱ		1年前期	1			○					
	放射線化学Ⅰ		1年後期	1			○					
	放射線化学Ⅱ		1年後期	1			○					
	医用工学Ⅰ(電気工学)		2年前期	1			○					
	医用工学Ⅱ(電子工学)		1年前期	1			○					
	医用工学実習		1年後期	1			○					
	基礎工学演習		2年前期	1				○				
	基礎工学演習		1年前期	1			○					
	基礎工学演習		1年前期	2			○					
	放射線計測学Ⅰ		3年前期	1	1		○					
	放射線計測学Ⅱ		1年後期	1			○					
	放射線計測学Ⅲ		2年前期	1			○					
	放射線計測学Ⅳ		2年後期	1				○				
救急医療学概論	3年後期	1			○							
対人療援助論	1年後期	1			○							
医療英語	2年後期	1				○						

区 分		授 業 科 目	配当年度	単位数			授業形態			備 考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実習等		
専 門 分 野	診療画像技術学	X線撮影技術学Ⅰ（一般撮影）	2年前期	2			○			② 総合・発展技術学分野 選択科目から4単位以上 選択必修	
		X線撮影技術学Ⅱ（透視・造影検査）	2年後期	2			○				
		X線撮影技術学Ⅲ（CT）	2年後期	2			○				
		診療画像検査学Ⅰ（MR）	2年後期	1			○				
		診療画像検査学Ⅱ（超音波・眼底）	2年後期	1			○				
		診療画像技術学実習Ⅰ	3年前期	1					○		
		画像診断機器学Ⅰ	2年前期	2			○				
		画像診断機器学Ⅱ	2年前期	2			○				
	画像診断学	画像診断機器学Ⅲ	2年前期	2			○				
		画像診断機器学実習Ⅰ	2年後期	1					○		
		画像診断機器学実習Ⅱ	3年前期	1					○		
		画像解剖学	3年前期	1			○				
		画像解剖学演習	3年前期	1				○			
		画像診断学Ⅰ（頭部、頸部、脊髄）	3年前期	1			○				
		画像診断学Ⅱ（胸部、心大血管、消化器他）	3年前期	1			○				
		核医学検査技術学	核医学検査技術学Ⅰ	2年前期	2			○			
	核医学検査技術学Ⅱ		2年後期	2			○				
	核医学検査技術学演習		3年前期	1				○			
	核医学機能解析学Ⅰ		4年前期	1			○				
	放射線治療技術学		放射線治療技術学Ⅰ	2年後期	2			○			
			放射線治療技術学Ⅱ	3年前期	2			○			
			放射線治療計測学	3年前期	1			○			
			放射線治療機器学	2年後期	1			○			
		放射線治療物理学	2年前期	1			○				
		医用画像情報学	医療画像形成学Ⅰ	2年前期	1			○			
			医用画像工学Ⅰ	2年後期	2			○			
			医用画像工学Ⅱ	3年前期	2			○			
	医用画像工学実習		3年前期	1					○		
	医療画像情報学		2年前期	1			○				
	放射線安全管理学		放射線安全管理学	3年前期	2			○			
			放射線安全管理学実習	3年後期	1						○
			医療放射線安全管理学	4年前期	1			○			
		実践臨床画像学	医療安全管理学	3年前期	2			○			
			実践臨床画像学実習	3年後期	1						○
			臨床基礎実習	3年後期	1						○
			臨床実習	3年後期	12						○
総合・発展技術学			放射線取扱概論	1年前期			1	○			
	IPW（多職種連携）論		3年後期	1			○				
	死亡時画像診断学(オートフシー・イメージング)		4年前期		1						
	放射線カウンセリング学		4年前期		1			○			
	災害医療学	4年前期		1		○					
	メディカルデータサイエンス	4年前期		1			○				
	先進医学・技術学	4年前期		1		○					
	医療経済・経営学	4年前期		1		○					
	アカデミックスキルス	4年前期	1				○				
	診療放射線技術学総合演習Ⅰ	4年前期		1			○				
	診療放射線技術学総合演習Ⅱ	4年後期	2				○				
	国際保健医療活動Ⅰ	4年前期	1			○					
	国際保健医療活動Ⅱ	4年前期		1			○				
	卒業業務研究	4年通年	4				○				
	合 計			113	57	4					

別表 1 (第26条関係 口腔保健学科授業科目)

区 分		授 業 科 目	配当年度	単位数			授業形態			備 考
				必修	選択	自由	講義	演習	実習等	
基 盤 教 育 分 野	学 び の 科 目 群	まなぶる ▶ と き わ び と I	1年前期	2				○		
		まなぶる ▶ と き わ び と II	1年後期	1				○		
		大学道場 m i n i ゼ ミ A	1年前期		1			○		
		大学道場 m i n i ゼ ミ B	1年後期		1			○		
	人 間 探 究 科 目 群	情報メディア演習基礎	1年前期	1				○		
		情報メディア演習	1年後期	1				○		
		健康スポーツ科学 I	1年前期	1			○			
		健康スポーツ科学 II	1年前期		1			○		
		健康スポーツ科学 III	1年後期		1				○	
		アカデミックライティング	1年後期	1				○		
		コミュニケーション論	1年前期	1			○			
		英語コミュニケーション I	1年前期	1				○		
		英語コミュニケーション II	1年後期	1				○		
		英語Aa (Communicative English Basic)	1年前期		1			○		
		英語Ab (Communicative English Intermediate)	1年後期		1			○		
		英語Ac (Communicative English Advanced)	3年前期		1			○		
		英語B (PresentationSkills)	2年前期		1			○		
		英語C (CurrentIssues)	2年後期		1			○		
		手話コミュニケーション	1年前期		1			○		
		多文化コミュニケーション	1年後期		1			○		
		いのちと共生	1年後期		1		○			
		人類と地球環境	1年前期		1		○			
		暮らしの中の数学	1年前期		1		○			
		基礎統計学	1年前期	1			○			
		暮らしの中の物理学	1年前期			1	○			
		現代社会と文化学	1年前期		1		○			
		人体のふし	1年前期		1		○			
		現代社会と生命科学	1年前期		1		○			
		安全と全と農学	1年前期		1		○			
		人 類 と 農 業	1年前期		1		○			
		プログラムミックス入門	1年後期		1			○		
		日本国と憲法	1年前期		2		○			
		哲学と倫理	1年前期		1		○			
		生命と倫理	1年後期	1			○			
		芸術文化論	1年前期		1		○			
		文学	1年前期		1		○			
		日本通史	1年前期		1		○			
		国際社会学	1年後期		1		○			
		現代社会学	1年後期		1		○			
		政治社会学	1年後期		1		○			
		経済社会学	1年前期		1		○			
		組織マネジメント論	1年後期		1		○			
		心理臨床学	1年後期		1		○			
		人間関係論	1年前期	1			○			
		教育と人間	1年前期		1		○			
		災害とまちづくり	1年前期		1		○			
		国際関係論	1年前期		1		○			
		科学技術論	1年後期		1		○			
	創 造 実 践 科 目 群	地域との協働 A	1年通年		1			○		
		地域との協働 B	2年通年		1			○		
		コミュニティデザイン	1年後期		1			○		
		プロジェクトデザイン	2年通年		1			○		
専 門 基 礎 分 野	臨 床 歯 科 医 学 の 基 礎 ハ プ リ ッ ク オ ー ル ヘルス	全身の健康と口腔科学	1年後期	1			○			
		人体の構造と機能	1年前期	4			○			
		口腔の構造と機能	2年前期	4			○			
		生化学・栄養学	1年後期	2			○			
		病理学	2年前期	2			○			
		薬理学	2年前期	2			○			
		微生物学・免疫学	1年後期	2			○			
		遺伝子と再生医療	4年前期		1		○			
		医療英語 I	2年前期	1				○		
		医療英語 II	2年後期	1				○		
		公衆衛生学	2年前期	2			○			
		口腔衛生学	1年前期	2			○			
		歯科医療と法律制度	4年前期	1			○			
		数理・データサイエンス(推測統計学)	4年前期	1			○			
		歯科医療と経済学	4年前期		1		○			
		社会福祉概論	2年後期		1		○			
		ボランティア	2年後期		1		○			
		防災教育と災害援助	3年前期		1		○			
専 門 分 野	歯 科 衛 生 士 の 理 解	歯科衛生士論 I	1年前期	1			○			
		歯科衛生士論 II	2年前期	1			○			
		歯科診療補助論	1年前期	1			○			
	歯 科 医 療 の 実 践	医療安全論	2年後期	1			○			
		歯科臨床検査総論	2年後期	1			○			
		歯科理工学	1年後期	1			○			
		歯科理工学演習	1年後期	1				○		
		歯科診療補助演習	1年後期	1				○		
		歯科科保補存学	2年前期	2			○			
		歯科科保綴学	2年前期	2			○			
		口腔科学・歯科麻酔学	2年前期	1			○			
		歯科矯正学	2年後期	1			○			
		機能再建系歯科診療補助演習	2年後期	1				○		
		成育系歯科診療補助演習	3年前期	1				○		

区 分		授 業 科 目		配当年度	単位数			授業形態			備 考	
					必修	選択	自由	講義	演習	実習等		
専 門 分 野	口腔疾患予防	歯 科 予 防 処 置 論		1年後期	2			○			1 単位以上 選択必修	
		歯 科 予 防 処 置 演 習Ⅰ		1年後期	1				○			
		歯 科 予 防 処 置 演 習Ⅱ		2年前期	1				○			
		歯 科 予 防 処 置 演 習Ⅲ		2年前期	1				○			
		歯 周 疾 患 処 置 演 習Ⅰ		2年後期	1				○			
		歯 周 疾 患 処 置 演 習Ⅱ		3年前期	1				○			
		オーラルヘルスマネジメント		3年後期	1			○				
	ヒューマンオーラルヘルス	スタンダードサポート エイシング・ハンディ キッズサポート	口 腔 健 康 支 援 総 論		1年前期	1			○			
			口 腔 健 康 支 援 各 論		1年後期	2			○			
			口 腔 衛 生 管 理 演 習		2年前期	1				○		
			ライフステージ別口腔健康支援演習		2年後期	1				○		
			医 療 面 接		2年後期	1				○		
			健 康 教 育 法		3年後期	1				○		
			栄 養 指 導		2年前期	1			○			
			高 齢 者 歯 科 学		3年後期	1			○			
			障 害 者 歯 科 学		3年後期	1			○			
			オーラルリハビリテーション論		3年前期	1			○			
			I P W（多職種連携）論		3年後期	1			○			
			I P W（多職種連携）演習		4年前期	1				○		
			オーラルリハビリテーション演習		3年後期	1				○		
			子 ど も の 歯 科 学		2年後期	1			○			
	臨地実習	臨地実習	子 ど も の 心 理 学		2年後期		1		○			
			子 ど も の 心 理 学		2年後期		1		○			
			子 ど も の 食 と 栄 養		2年後期		1		○			
			早 期 臨 地 実 習		1年前期	1						○
	歯科衛生士のワーク	キャリアデザイン	基 礎 臨 地 実 習		2年後期	2						○
			応 用 臨 地 実 習		3年前期	8						○
			発 展 臨 地 実 習		3年後期	8						○
			健 康 教 育 の 実 践		4年前期	1						○
			学 び の 基 礎		1年前期	1			○			
			ワークキャリアプランニング		2年後期	1			○			
			インターンシップ実習		3年前期		1					○
			キ ャ リ ア パ スⅠ		3年前期		1			○		
			キ ャ リ ア パ スⅡ		3年前期		1		○			
			キ ャ リ ア パ スⅢ		3年後期		1		○			
	プロフェSSIONナルオーラルヘルス	臨床系	キ ャ リ ア パ スⅣ		3年後期		1		○			
歯 科 医 療 管 理 実 習			4年前期		1				○			
口 腔 健 康 管 理 実 習Ⅰ（小児）			4年前期		1				○			
口 腔 健 康 管 理 実 習Ⅱ（高齢者）			4年前期		1				○			
口 腔 健 康 管 理 実 習Ⅲ（障がい者）			4年前期		1				○			
審 美 ・ 矯 正 歯 科 実 習			4年前期		1				○			
歯 周 病 管 理 実 習			4年前期		1				○			
総合・発展系		地 域 口 腔 保 健 支 援 実 習		4年前期		1				○		
		災 害 時 の 歯 科 衛 生 士 の 働 き		4年前期	1				○			
		コミュニケーショングリッシュ		3年前期		1			○			
		国 際 保 健 医 療 活 動Ⅰ		3年前期		1		○				
		国 際 保 健 医 療 活 動Ⅱ		3年前期		1			○			
		口 腔 保 健 特 論Ⅰ		4年前期		1		○				
		口 腔 保 健 特 論Ⅱ		4年後期		2		○				
		口 腔 保 健 特 論Ⅲ		4年後期	2			○				
		研 究 方 法 論		3年後期	2			○				
		卒 業 研 究Ⅰ		4年前期	1				○			
		卒 業 研 究Ⅱ		4年後期		1			○			
合 計				105	68	1						

別表 1 (第26条関係 看護学科授業科目)

区 分		授 業 科 目	配当年次	単位数			授業形態			備 考
				必修	選択	自由	講義	演習	実習等	
基 盤 教 育 分 野	学 科 目 群 の 始 め	まなぶる ▶ と き わ び と I	1年前期	2				○		① 基盤教育分野 選択科目から 4単位以上 選択必修
		まなぶる ▶ と き わ び と II	1年後期	1				○		
		大 学 道 場 m i n i ゼ ミ A	1年前期		1			○		
		大 学 道 場 m i n i ゼ ミ B	1年後期		1			○		
	基	情 報 基 礎	1年前期		1			○		
		情 報 メ デ ィ ア 演 習	1年後期	1				○		
		健 康 ス ポ ー ツ 科 学 I	1年前期	1			○			
		健 康 ス ポ ー ツ 科 学 II	1年前期	1				○		
	人	健 康 ス ポ ー ツ 科 学 III	1年後期		1				○	
		ア カ デ ミ ッ ク ラ イ テ ィ ン グ	1年後期		1			○		
		コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 論	1年前期		1		○			
		英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン I	1年前期	1				○		
	盤	英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン II	1年後期	1				○		
		英語 A a (Communicative English Basic)	1年前期		1			○		
		英語 A b (Communicative English Intermediate)	1年後期		1			○		
		英語 A c (Communicative English Advanced)	3年前期		1			○		
	間	英語 B (PresentationSkills)	2年前期		1			○		
		英語 C (CurrentIssues)	2年後期		1			○		
		手 話 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	1年前期		1			○		
		多 文 化 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	1年後期		1			○		
	教	い の ち と 共 生	1年後期		1		○			
		人 類 と 地 球 環 境	1年前期		1		○			
		暮 ら し の 中 の 数 学	1年前期		1		○			
		基 礎 統 計 学	1年前期		1		○			
	究	暮 ら し の 中 の 物 理 学	1年前期		1		○			
		現 代 社 会 と 化 学	1年前期		1		○			
		人 体 の ふ し ぎ	1年前期		1		○			
		現 代 社 会 と 生 命 科 学	1年前期		1		○			
	育	安 全 学	1年前期		1		○			
		人 類 と 農 学	1年前期		1		○			
		ブ ロ グ ラ ミ ン グ 入 門	1年後期		1			○		
		日 本 国 憲 法	1年前期		2		○			
	科	哲 学 と 倫 理	1年前期		1		○			
		生 命 と 倫 理	1年後期	1			○			
		芸 術 文 化 論	1年前期		1		○			
		文 学	1年前期		1		○			
	分	日 本 通 史	1年前期		1		○			
		国 際 社 会 論	1年後期		1		○			
		現 代 社 会 学	1年後期		1		○			
		政 治 学	1年後期		1		○			
	群	経 済 学	1年前期		1		○			
		組 織 マ ネ ジ メ ン ト 論	1年後期		1		○			
		心 理 臨 床 学	1年後期	1			○			
		人 間 関 係 論	1年前期		1		○			
	野	教 育 と 人 間 間	1年前期		1		○			
		災 害 と ま ち づ く り	1年前期		1		○			
		国 際 理 解	1年前期		1		○			
		科 学 技 術 論	1年後期		1		○			
	創造実践	地 域 と の 協 働 A	1年通年		1			○		
		地 域 と の 協 働 B	2年通年		1			○		
		コ ミ ュ ニ テ ィ デ ザ イン	1年後期		1			○		
		ブ ロ ジ ェ ク ト デ ザ イン	2年通年		1			○		
		超 と き わ び と	2年通年		1			○		
専 門 基 礎 分 野	人 間 ・ 保 健 科 学 系	看 護 解 剖 生 理 学 I	1年前期	1			○			* ② *印の選択 科目から 1単位以上 選択必修
		看 護 解 剖 生 理 学 II	1年前期	1			○			
		臨 床 看 護 総 論	2年後期	2			○			
		栄 養 学	1年後期	2			○			
		健 康 科 学 総 論	1年前期	1			○			
		薬 理 学	2年前期	1			○			
		看 護 病 理 ・ 病 態 学	1年後期	1			○			
		症 候 論 I	2年前期	1			○			
		症 候 論 II	2年後期	1			○			
		臨 床 検 査 総 論	2年前期		1		○			
		医 療 機 器 総 論	2年後期		1		○			
		公 衆 衛 生 学	1年後期	2			○			
		感 染 看 護 学	1年後期	1			○			
		医 療 安 全	3年前期	1			○			
	社会科学系	保 健 医 療 福 祉 総 論	3年前期	2			○			
		法 と 看 護	3年前期	1			○			
		I P W 論	3年前期	1			○			
		国 際 保 健 医 療 活 動 I	4年前期	1			○			
		国 際 保 健 医 療 活 動 II	3・4年前期		1			○		
		保 健 統 計 学	2年前期	2			○			
		保 健 医 療 福 祉 行 政 論	4年後期		1		○			

区 分		授 業 科 目	配当年次	単位数			授業形態			備 考
				必修	選択	自由	講義	演習	実習等	
専 門 分 野	看護学の基本	看護学概論	1年前期	2			○			
		生活健康論	1年前期	2			○			
		看護対象論Ⅰ	1年後期	1				○		
		成人看護学概論	1年後期	1			○			
		老年看護学概論	1年後期	1			○			
		母性看護学概論	2年前期	1			○			
		小児看護学概論	1年後期	1			○			
		在宅看護学概論	2年前期	1			○			
		地域看護学概論	1年後期	1			○			
		精神看護学概論	1年後期	1			○			
		基本看護技術Ⅰ（共通技術・生活援助技術）	1年後期	2				○		
		基本看護技術Ⅱ（診療の補助技術）	2年前期	2				○		
		基本看護技術Ⅲ（フィジカルアセスメント）	2年前期	1				○		
		基本看護技術Ⅳ（看護過程）	2年前期	1				○		
	看護学の展開	慢性病看護論	2年後期	2			○			③ 5単位以上 選択必修
		クリティカルケアⅠ	2年後期	2			○			
		緩和ケア	3年前期	1			○			
		看護対象論Ⅱ（成人）	2年前期	1			○			
		看護対象論Ⅲ（老年）	2年前期	1			○			
		看護対象論Ⅳ（母性・父性）	2年後期	1				○		
		看護対象論Ⅴ（小児）	2年前期	1				○		
		在宅看護特性論	2年後期	1				○		
		地域包括ケア論	2年前期	1				○		
		精神看護特性論	2年後期	1				○		
		老年援助論	2年後期	2				○		
		在宅援助論	3年前期	2				○		
		精神援助論	3年前期	2				○		
		母性援助論	3年前期	2				○		
		小児援助論	3年前期	2				○		
		クリティカルケアⅡ	3年前期		1		○			
		リハビリテーション看護論	3年前期		1		○			
		家族看護学	3年前期		2		○			
		学校保健	2年後期		2		○			
		養護概説	3年前期		2		○			
		特別支援教育	2年後期		1		○			
		健康相談の理論と方法	2年後期		2		○			
	看護学の臨床	疫学	3年後期		2		○			④ 1単位以上 選択必修
		看護活動基礎実習	1年前期	1					○	
		基礎看護学実習Ⅰ	1年後期	1					○	
		基礎看護学実習Ⅱ（看護過程）	2年前期	2					○	
		地域活動基礎実習	2年後期	1					○	
		療養支援実習Ⅰ（老年）	3年後期	2					○	
		療養支援実習Ⅱ（慢性に経過する患者の看護）	3年後期	2					○	
		療養支援実習Ⅲ（クリティカルケア看護）	3年後期	2					○	
		母子支援実習Ⅰ（小児）	3年後期	2					○	
		母子支援実習Ⅱ（母性）	3年後期	2					○	
		健康支援実習Ⅰ（在宅）	3年後期	2					○	
		健康支援実習Ⅱ（精神）	3年後期	2					○	
		課題別総合実習	4年前期	4					○	
		看護研究	3年前期	2			○			
	看護学の発展と探求	災害看護学	4年前期	1			○			
		看護学研究	4年通年	2				○		
		看護管理論	3年後期	1			○			
		看護教育論	4年前期		1		○			
		異文化看護論	4年前期		1		○			
		医療・看護特論	4年前期		1			○		
		医療・看護特論	4年後期	1			○			
保健師課程に関する科目等	保健師分野	公衆衛生看護学概論	2年後期		2		○			
		公衆衛生看護展開論	3年前期		2		○			
		公衆衛生看護展開論演習	3年前期		2			○		
		健康教育の理論と方法	2年後期		2		○			
		公衆衛生看護管理論	4年前期		1		○			
		産業衛生看護保健	3年前期		1		○			
		公衆衛生看護学実習Ⅰ	4年前期		2				○	
		公衆衛生看護学実習Ⅱ	4年前期		3				○	
	教育の基礎的理解に関する科目等	教育概論	2年前期			2	○			
		教育心理学	1年前期			2	○			
		教育社会学	1年後期			2	○			
		教育社会学	1年前期			2	○			
		教育課程総論	2年後期			2	○			
		道徳教育と特別活動論	2年後期			2	○			
		総合的な学習の時間の指導法	2年後期			1	○			
		教育方法・技術論	2年後期			2	○			
		生徒指導論	2年前期			2	○			
		教育相談	2年後期			2	○			
		養護実習指導	4年通年			1	○			
		養護実習Ⅰ	2年後期			1			○	
		養護実習Ⅱ	4年通年			3			○	
		教職実践演習（養護）	4年後期			2		○		
		合計		102	81	26				

別表 1 (第26条関係 こども教育学科授業科目)

[illegible]

[illegible]

別表 2（第26条関係 各学科が定める特別の授業科目）

区 分	授 業 科 目	配当年次	単位数			授業形態			備 考
			必修	選択	自由	講義	演習	実習等	
特別の授業科目									
合 計									

別表 3 抜粋（第43条関係 学費）

（単位：円）

学 科	授業料		教育充実費		実験実習費		合計（年額）
	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
医療検査学科	450,000	450,000	175,000	175,000	125,000	125,000	1,500,000
診療放射線学科	450,000	450,000	175,000	175,000	125,000	125,000	1,500,000
口腔保健学科	400,000	400,000	150,000	150,000	50,000	50,000	1,200,000
看護学科	500,000	500,000	175,000	175,000	125,000	125,000	1,600,000
こども教育学科	400,000	400,000	125,000	125,000	25,000	25,000	1,100,000

別表4（第1条関係 各学部学科等の教育目標）

学部名	学科名	教育目標
保健科学部	—	1. 医療専門職として、“いのち”に対する知性と感性を育み、心豊かな人間性、高い倫理観を養う。 2. トータルヒューマンケアの視点を身につける。 3. 進展する技術の成果を理解し、駆使するための基礎的能力を身につける。 4. チーム医療における専門職としての責務を自覚する。 5. 地域社会、国際社会において保健医療の向上に貢献できる基礎的能力を身につける。
	医療検査学科	1. 医療に携わるものとしての、豊かな人間性と高い倫理観を養う。 2. 臨床検査に関する専門的な知識・技術を修得し、医療の高度化に適応できる確かな基礎力と応用力を養う。 3. 科学的思考力と研究的態度を身につけ、臨床検査の開発・発展に貢献できる能力を養う。 4. 責任感と協調性を身につけ、チーム医療の一員として活躍できる能力を養う。 5. 時代や社会の要請に応じ、地域社会や国際社会で保健医療の向上に貢献できる能力を養う。
	診療放射線学科	1. 医療に携わるものとしての、高い倫理観を備え、人の心に寄り添い行動できる豊かな人間性を育成する。 2. 質の高い安全な放射線医療を支えるものとして、放射線技術学に関する高度な専門知識力と技術力とを育成する。 3. チーム医療の一翼を担うものとして、他の医療従事者と連携・協働できるコミュニケーション能力を育成する。 4. 医療の発展に貢献するものとして、科学的思考力と創造的探究心などの研究的態度を育成する。 5. 社会に貢献するものとして、グローバルな視点で多様なニーズに対応できる人間力を育成する。
	口腔保健学科	1. “いのち”を大切にする豊かな感性と倫理観を養う。 2. 口腔保健に関する専門的な知識及び技術を修得し、医療の高度化に十分に対応できる確かな能力を身につける。 3. 人々の健康で豊かな生活実現を支援できる確かな医療技術と学識を身につける。 4. チーム医療の一員としての自覚と責任感を持ち、多職種と協働して活躍できる能力を身につける。 5. グローバルな視点を持ち、口腔の健康に対して新たな知見・技術を生み出す応用力を養う。
	看護学科	1. 人間と自然を愛し、“いのち”を尊重し、向き合うことができる豊かな人間性を育む。 2. 看護の対象の個性・特性を尊重し、“ヒューマン・ケアリング”を行うことのできる能力を養う。 (1) 人間の基本的権利を擁護する姿勢を持つことができる。 (2) 事象への興味・関心を深め、豊かな感性を育み、“苦痛や苦悩”を受け止めて共感的に理解する姿勢を持つことができる。 (3) 科学的思考力を基盤に、対象の健康経過に伴う身体・精神・社会的“状況”を的確に判断し、柔軟かつ創造的なヒューマン・ケアリングを行うことができる。 3. 広く世界に目を向け、保健・医療・福祉チームの一員として、関係分野の職種と協働、連携を図り、看護職の役割を果たすことができる能力を養う。 (1) 国際保健や異文化の看護に目を向け、国際看護活動を進めていくための基礎的な知識や態度を身につける。 (2) 保健・医療・福祉分野への理解を深め、相互に機能していくための連携能力の基礎を身につける。 4. 社会の変化に対応し、常に自己啓発するとともに、創造的探究心を高め、看護の本質を追究し、展望する態度を養う。 (1) 課題を見出し、向き合い、主体的に解決行動を起こす態度を身につける。 (2) 倫理的感受性と態度を身につける。 (3) 看護現象に誠実に向き合い、科学的に探究し、看護実践の質の向上に寄与する研究的態度を身につける。
教育学部	こども教育学科	1. こどもの保育・教育に携わる者として、豊かな人間性と高い倫理観を養う 2. こどもの心身の発達を支えるための専門知識と技能を深く修得する 3. 理論と実践を統合し、社会の要請に応えることのできる教育力を身につける 4. 実践の場において自ら課題を見いだし研究することにより、保育や教育の質を高める態度を育む

神戸常盤大学履修規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、神戸常盤大学学則（以下「学則」という。）第30条第2項、第31条第1項、第33条第2項及び第34条第2項の規定に基づき、履修科目の登録、試験 及び学修の評価等について必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 本学における授業科目は、学則第26条第1項及び第2項に規定するものとする。

(講義要綱)

第2条の2 授業の概要・目的・ねらい、学習の到達目標、授業の内容・計画、準備学習 の内容、成績評価の方法・基準、履修上の注意及び教科書・参考書等並びに1年間の授業計画を、あらかじめ講義要綱において明示するものとする。

2 学修の評価にあたっては、前項の成績評価の方法・基準に明示するものとする。

(授業時間)

第3条 本学の授業時間は、原則として月曜日から土曜日の6日間にわたり、1日5時限制とし次のとおりとする。

- (1) 1時限 9:00～10:30
- (2) 2時限 10:40～12:10
- (3) 3時限 13:00～14:30
- (4) 4時限 14:40～16:10
- (5) 5時限 16:20～17:50

2 授業時間の算定にあたっては、1時限90分を2時間とみなす。

3 必要のある場合は、6時限を設定して授業を行うことができる。

(単位の計算方法)

第4条 授業科目の単位の計算方法は、学則第28条に規定するところによる。ただし、1単位の授業時間が講義15時間、演習30時間、実験、実習及び実技45時間以外の授業科目については、医療検査学科は別表1、診療放射線学科は別表2、口腔保健学科は別表3、看護学科は別表4、こども教育学科は別表5のとおりとする。

2 学則第28条第2項に規定する併用による授業科目は、別表6のとおりとする。

(履修科目の登録)

第5条 学生は、毎学年度の初めに、学則第30条の定めるところに従い、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

2 履修登録変更後は、原則として再び授業科目の変更又は取消しはできない。

3 既に単位を修得した授業科目は、再び履修することはできない。

4 科目によっては、受講希望者が多数になった場合は、受講者数を制限することがある。

5 科目によっては、受講希望者が極端に少ない場合は、開講しないことがある。

(履修科目の登録の上限)

第6条 学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を、次のとおりとする。

- (1) 保健科学部は、1年間49単位とする。
- (2) 教育学部は、1年間49単位とする。
- 2 前項の単位数の上限は、学則第26条第1項別表1の必修科目と選択科目の合計単位数とする。
- 3 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、第1項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

(履修要件)

第7条 学生は、学則第26条第1項別表1の定めるところに従い、所属する学科の所定の単位を修得しなければならない。

- 2 医療検査学科については、別表1に規定する選択科目のうち、次に掲げる授業科目の中から14単位以上修得しなければならない。
 - (1) 基盤教育分野の選択科目から6単位以上
 - (2) *印の選択科目の分子細胞生物学、環境生理学、ロボティクス演習、I P W演習、国際保健医療活動Ⅱ、対人援助技術演習、分子感染制御学演習、遺伝子工学、文献講読、先進医学検査学、バイオインフォマティクス、細胞検査学特論Ⅰ、細胞検査学特論Ⅱ、労働衛生学Ⅰ、労働衛生学Ⅱから8単位以上
- 3 診療放射線学科については、別表1に規定する選択科目の中から、次に掲げる授業科目の中から11単位以上修得しなければならない。
 - (1) 基盤教育分野の選択科目から7単位以上
 - (2) 総合・発展技術学分野の選択科目から4単位以上
- 4 口腔保健学科については、別表1に規定する選択科目から、次に掲げる授業科目の中から19単位以上修得しなければならない。
 - (1) 子ども学、子どもの心理学、子どもの食と栄養から1単位以上
 - (2) 上記の(1)を含み、選択科目から19単位以上
- 5 看護学科については、別表1に規定する選択科目から、保健師課程に関する科目を除き、次に掲げる授業科目の中から22単位以上修得しなければならない。
 - (1) 基盤教育分野の選択科目から4単位以上
 - (2) 臨床検査総論、医療機器総論、国際保健医療活動Ⅱ、保健医療福祉行政論から1単位以上
 - (3) クリティカルケアⅡ、リハビリテーション看護論、家族看護学、学校保健、養護概説、特別支援教育、健康相談の理論と方法、疫学から5単位以上
 - (4) 看護教育論、異文化看護論、医療英語、I P W演習から1単位以上
 - (5) 上記の(1)～(4)を含み、選択科目から22単位以上
- 6 こども教育学科については、別表1に規定する選択科目のうち、次に掲げる授業科目の中から103単位以上修得しなければならない。
 - (1) いのちと共生、人類と地球環境、暮らしの中の数学、基礎統計学、暮らしの中の物理学、現代社会と化学、人体のふしぎ、現代社会と生命科学、安全学、人類と農学、プログラミング入門から2単位以上
 - (2) 哲学と倫理、生命と倫理、芸術文化論、文学、日本通史、国際社会論、現代社会学、政治

学、経済学、組織マネジメント論、心理臨床学、人間関係論、教育と人間、災害とまちづくり、国際理解、科学技術論から2単位以上

- (3) 生き物と自然の力、多文化理解教育論、子どもの歯と健康、子どもの障害と医療、カウンセリングの技法、あそびのリスクマネジメント、保育・教育多職種連携論、リトミックⅠ、リトミックⅡ、子どもと絵本Ⅰ、子どもと絵本Ⅱ、音楽Ⅳ、海外研修、教科指導法特論Ⅰ、教科指導法特論Ⅱ、教科指導法特論Ⅲ、学校経営と学校図書館、学校図書館メディアの構成、学習指導と学校図書館、読書と豊かな人間性、情報メディアの活用から6単位以上

- (4) 保育・幼児教育コースは、保育内容（健康）、保育内容（言葉）、保育内容（環境）、保育内容（人間関係）、保育内容（造形表現）、保育内容（音楽表現）、子どもと健康、子どもと人間関係、子どもと環境、子どもと言葉、子どもと音楽表現、子どもと造形表現、子どもと身体表現から10単位以上

- (5) 義務教育コースは、国語、社会、算数、生活、理科概論、家庭、小学校英語、小学校音楽、小学校図画工作、小学校体育、物理学概論、生活と物理、物理学特論、化学概論、生活と化学、化学特論、生物学概論、生物と環境、生物学特論、野外生物学実習、地学概論、地球と環境、地学特論、理科実験Ⅰ（物理学・地学）、理科実験Ⅱ（化学・生物学）、理科実験指導法、サイエンス・コミュニケーション、教科指導法（国語）、教科指導法（社会）、教科指導法（算数）、教科指導法（生活）、教科指導法（小中学理科）、教科指導法（家庭）、教科指導法（音楽）、教科指導法（図画工作）、教科指導法（体育）、教科指導法（外国語）、教科指導法（中学理科）Ⅰ、教科指導法（中学理科）Ⅱ、教科指導法（中学理科）Ⅲから30単位以上

- (6) 保育・幼児教育コースは、上記の（１）、（２）、（３）、（４）を含み、選択科目から103単位以上。

義務教育コースは、上記の（１）、（２）、（３）、（５）を含み、選択科目から103単位以上。

- 7 医療検査学科の授業科目のうち、細胞検査士養成科目に関しての必要な履修要件は、別に示すものとする。

- 8 看護学科の授業科目のうち、別に示す科目については、当該科目に先立って、指定された科目を履修又は単位を修得しなければならない。

- 9 医療検査学科の臨地実習については、本学の定める病院等において所定の期間実施する。

- 10 診療放射線学科の臨床実習については、本学の定める病院等において所定の期間実施する。

- 11 看護学科の看護学の臨床に属する臨地実習科目については、各学年次に本学の定める病院等において所定の期間実施する。

- 12 看護学科の保健師分野に属する臨地実習科目については、各学年次に本学の定める保健所等において所定の期間実施する。

（授 業）

第8条 学生は、前条で履修登録を行った科目に出席しなければならない。

- 2 病気で一週間以上連続して休む場合やその他やむを得ない理由により休む場合は、欠席届を提出しなければならない。なお、病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

- 3 30分以上過ぎても授業が開始されない場合は、休講とみなす。

(学校において予防すべき感染症による出席停止)

第9条 学校保健安全法施行規則第19条に定める感染症に感染した者は、原則として出席を停止する。

2 上記以外の感染症で罹患した者は、出席を停止する場合がある。

(交通スト又は気象警報発令時の授業)

第10条 授業期間中に、本学が決めた交通機関に交通ストが起こった場合、又は本学が決めた地域に気象警報の発令がされた場合は、原則として授業を行わない。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(公認欠席)

第11条 次に掲げる理由のいずれかにより、授業を欠席した者が願い出た場合は、公認欠席として取り扱い、当該欠席時間数を出席及び欠席のいずれの時間数にも算入しない。

- (1) 学校において予防すべき感染症（診断書が必要）
- (2) 本学が認めた地域以外の交通ストや気象警報等により、登学が困難な者及び交通機関の遅延による欠席（遅延証明書等が必要）
- (3) その他学長が特に認めた場合

(受験資格)

第12条 次の事項に該当する者は、受験資格を失う。

- (1) 各授業科目について、原則として出席回数が授業実施回数の2/3未満の者
- (2) 学費未納の者
- (3) 履修登録をしていない者
- (4) 教授会において、受験資格なしと決定された者

(単位の授与)

第13条 授業科目の単位の授与は、学則第33条及び第34条により、筆記試験その他の方法により行う。

(試験)

第14条 前条に規定する単位授与のための試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

2 定期試験は原則として授業科目が終了する学期末に、一定の期間を定めて実施する。

ただし、期間外に臨時に行うことがある。

3 追試験は、公認欠席、忌引、疾病及び負傷、その他やむを得ない理由で定期試験を受験できなかった者について、本人の願い出により認めることがある。

4 再試験は、定期試験に不合格となった者について、本人の願い出により認めることがある。

5 試験に関して必要な事項は、別に定める。

(学修の評価)

第15条 試験等の成績評価は、学則第34条によりS（100点から90点）、A（89点から80点）、B（79点から70点）、C（69点から60点）、D（59点以下）の5段階に区分し、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。

2 受験資格なしについては、Zで表し不合格とする。

3 学則第39条、第40条、第41条及び第42条により、本学において修得したものとみなした授業科目又は単位を与えた授業科目については、Rで表す。

- 4 追試験の成績は、原則として最高点を80点とする。ただし、公認欠席による追試験の成績は、最高点を100点とする。また、追試験の手続きをしなかった授業科目については、Eで表す。
- 5 再試験の成績は、最高点を60点とする。
- 6 成績に関して質問のある学生は、別に定める方法で照会をすることができる。

(試験に関する不正行為)

第16条 試験に関し、不正行為のあった者には直ちに退室を命じ、その者の当学期の定期試験、追試験及び再試験のうち、筆記試験及びレポート試験の全授業科目の受験資格を無効とし、学則第60条により懲戒する。また、その事実を公示する。

(履修の制限)

第17条 各学年の年度末において所定の単位を修得していない場合には、次学年の所定の科目の履修を許可しないことがある。

2 前項の履修に関することは、学修の評価等を含め教授会の議を経て、毎年度の初めに示すものとする。

(削除)

第18条削除

- (附則) 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- (附則) 1 この規程は、平成21年1月1日から施行する。
- (附則) 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- (附則) 1 この規程は、平成22年7月1日から施行する。
- (附則) 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- (附則) 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 履修規程第4条に定めることも教育学科の別表3及び第7条第4項に定める選択科目の履修要件は、平成24年度入学生にも適用する。
- (附則) 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項に定める別表3は、平成24年度、平成25年度入学生にも適用する。
- (附則) 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- (附則) 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- (附則) 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- (附則) 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- (附則) 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- (附則) 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- (附則) 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- (附則) 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- (附則) 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- ただし、令和6年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の規程を適用する。

別表1 (第4条関係:医療検査学科)

授業形態	1単位の 授業時間数	授 業 科 目
講 義	30	化学Ⅰ（無機・物理化学） 生理学Ⅰ 生化学Ⅰ 薬理学 情報科学概論 一般検査学 臨床化学検査学Ⅱ 遺伝子・染色体検査学 画像検査学 化学Ⅱ（有機化学） 生理学Ⅱ 生化学Ⅱ 公衆衛生学Ⅱ 血液検査学Ⅰ 臨床化学検査学Ⅰ 免疫検査学 微生物検査学Ⅱ 総合医学検査特論
演 習	15	大学道場 mini ゼミ A 健康スポーツ科学Ⅱ ロボティクス演習 IPW演習 国際保健医療活動Ⅱ 分子感染制御学演習 大学道場 mini ゼミ B プログラミング入門 医療コミュニケーション演習 検体採取安全管理演習 対人援助技術演習 文献講読
実 習 実 技	30	健康スポーツ科学Ⅲ 検査入門実習 技能修得到達度評価 基礎分析実習 公衆衛生学実習

別表2 (第4条関係:診療放射線学科)

授業形態	1単位の 授業時間数	授 業 科 目
講 義	30	病態学 臨床技術入門 放射線生物学Ⅱ 放射線物理学Ⅱ 放射化学Ⅱ 医用工学Ⅱ（電子工学） 放射線計測学Ⅱ 診療画像検査学Ⅰ（MR） 画像解剖学 画像診断学Ⅱ（胸部、心大血管、 消化器他） 薬理学 放射線生物学Ⅰ 放射線物理学Ⅰ 放射化学Ⅰ 医用工学Ⅰ（電気工学） 放射線計測学Ⅰ 救急医学概論 診療画像検査学Ⅱ（超音波・眼底） 画像診断学Ⅰ（頭部、頸部、脊髄）
演 習	15	大学道場 mini ゼミ A 健康スポーツ科学Ⅱ 医療コミュニケーション 医療英語 大学道場 mini ゼミ B プログラミング入門 プログラミング演習 放射線カウンセリング学
実 習 実 技	30	健康スポーツ科学Ⅲ

別表3 (第4条関係:口腔保健学科)

授業形態	1単位の 授業時間数	授 業 科 目
演 習	15	大学道場 mini ゼミ A 健康スポーツ科学Ⅱ 医療面接
実 習 実 技	30	健康スポーツ科学Ⅲ

別表4 (第4条関係:看護学科)

授業形態	1単位の 授業時間数	授 業 科 目
講 義	30	看護解剖生理学Ⅰ 健康科学総論 症候論Ⅰ
演 習	15	大学道場 mini ゼミ A 健康スポーツ科学Ⅱ 医療英語
実 習 実 技	30	健康スポーツ科学Ⅲ 養護実習Ⅰ

別表5 (第4条関係:こども教育学科)

授業形態	1単位の 授業時間数	授 業 科 目
演 習	15	大学道場 mini ゼミ A 健康スポーツ科学Ⅱ 保育内容(健康) 保育内容(環境) 保育内容(造形表現) 子どもと環境 保育実践演習
実 習 実 技	30	健康スポーツ科学Ⅲ 物理学実験 生物学実験 地学実験 教育実習(義務教育) インターンシップB
	40	保育実習Ⅰ(保育所) 保育実習Ⅱ

別表6 (第4条関係)

授 業 科 目 (学科)	授業形態	単位数	1単位の授業時間数

神戸常盤大学学位規程

(目 的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び神戸常盤大学学則（以下「学則」という。）第37条第2項の規定に基づき、神戸常盤大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学 位)

第2条 本学において授与する学位は学士とし、付記する各学科の専攻分野の名称は次のとおりとする。

- (1) 保健科学部 医療検査学科 医療検査学
- (2) 保健科学部 診療放射線学科 診療放射線学
- (3) 保健科学部 口腔保健学科 口腔保健学
- (4) 保健科学部 看護学科 看護学
- (5) 教育学部 こども教育学科 教育学

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学則第37条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 学長は、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「神戸常盤大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記の様式)

第7条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(附 則) 1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(附 則) 1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則) 1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(附 則) 1. この規程は、令和4年4月1日から施行する。

神戸常盤大学再入学規程

（目 的）

第1条 この規程は、神戸常盤大学学則（以下「学則」という。）第16条の規定に基づき、再入学に
関して必要な事項を定めるものとする。

（再入学資格）

第2条 再入学できる学科は、在学時に所属していた学科とする。

第3条 再入学を出願することができる者は、本学を退学した者又は学則第22条第2号及び第3号に
より除籍された者で、退学又は除籍になった日から起算して、経過年数が3年以内の者とする。

2 再入学を許可された者が退学並びに除籍となった場合は、以後、再入学を願い出ることはできない。

（再入学時期）

第4条 再入学の時期は、原則として学年の初めとする。

（出願手続）

第5条 再入学を志願する者は、所定の再入学志願書に所定の事項を記入し、再入学選考料を添えて大
学に願い出るものとする。

2 前項の再入学選考料は、30,000円とする。

3 出願の時期は、再入学しようとする前年度の1月末までとする。

（選 考）

第6条 選考は、学科において書類審査のほか面接を実施し、教授会の議を経て学長が入学を許可する。

（再入学年次並びに在学年限）

第7条 再入学を認められた者は、既修得単位数を勘案し、教授会の議を経て学長が相当年次を決定す
る。

2 在学年限は、再入学前の在学年数を含めて、学則第7条に定める年数とする。

（再入学手続）

第8条 再入学を認められた者は所定の期日までに学費を納入し、手続きを完了しなければならない。
ただし、入学金については免除する。

（学 則）

第9条 学則は、再入学した当該年次の入学年度のものを適用する。

（教育課程および既修得単位の認定）

第10条 教育課程は、再入学した当該年次の入学年度のものを適用し、既修得単位の認定を行う。

（学 費）

第11条 学費は、再入学した当該年次の入学年度の者の学費と同じとする。

（改 廃）

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行うものとする。

（附 則） 1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（附 則） 1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

神戸常盤大学科目等履修生規程

（目 的）

第1条 この規程は、神戸常盤大学学則第55条第3項の規定に基づき、科目等履修生について必要な事項を定めるものとする。

（出願資格）

第2条 科目等履修生の出願資格は、高等学校卒業又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

（出願手続）

第3条 科目等履修生を出願する者は、次の書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

- （1） 科目等履修生願書（本学所定用紙）
- （2） 最終出身校の卒業証明書（ただし、本学卒業生は不要）
- （3） 医師の作成した1年以内の健康診断書（身長、体重、視力、聴力、胸部レントゲン、尿検査、内科検診、その他疾病及び異常等、様式は自由）
- （4） 3ヶ月以内に撮影した写真1枚（願書に貼付）
- （5） 住民票記載事項証明書、外国人の場合は外国人登録原票記載事項証明書（ただし、本学卒業生は不要）
- （6） その他本学が指定した書類等

2 前項の入学検定料は、5,000円とする。（ただし、本学卒業生は免除）

（履修科目）

第4条 科目等履修生が履修することの出来る授業科目は、本学開講科目とし、本学学生の教育に支障を生じるおそれのない場合に限る。

（選 考）

第5条 科目等履修生の選考は、書類審査のほか必要に応じて面接その他の方法によって行い、教授会の議を経て学長が許可する。

（履修許可）

第6条 履修許可の時期は、各学期の初めとする。

（履修期間）

第7条 科目等履修生の履修期間は、履修を許可された授業科目の授業期間とする。

2 前項の履修期間終了後引き続き科目等履修生を出願する場合は、改めて第3条に定める手続きにより願出しなければならない。この場合は第3条第2項の入学検定料を免除する。

（科目等履修料）

第8条 科目等履修生を許可された者は、科目等履修料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 前項の科目等履修料は、1単位につき30,000円とする。（ただし、本学卒業生は15,000円）

（特別の経費）

第9条 履修に特別の経費を要する場合は、これを科目等履修生から徴収することがある。

2 前項の経費については、その都度定める。

（既納の科目等履修料等）

第10条 既に納入した入学検定料、科目等履修料及び特別の経費は、これを返還しない。

（単位の修得）

第11条 科目等履修生には、本学学則第32条、第33条及び第34条の規定を準用して、単位を与えることができる。

2 前項の規定により単位を修得した者には、希望によりその授業科目についての科目等履修単位修得証明書を交付する。

（科目等履修生証）

第12条 科目等履修生には、科目等履修生証を交付する。

2 科目等履修生には、通学証明書、旅客運賃割引証は交付しない。

（履修の取消し）

第13条 科目等履修生としてふさわしくない行為があると認められた場合、学長は教授会の議を経て履修の許可を取り消すことができる。

（学則等の準用）

第14条 科目等履修生に対しては、この規程に定めるもののほか、学則及びその他の規程を準用する。

（改 廃）

第15条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行うものとする。

（附 則） 1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。

神戸常盤大学研究生・委託生規程

（目 的）

第1条 この規程は、神戸常盤大学学則（以下「学則」という。）第57条第2項及び第58条第2項の規定に基づき、研究生・委託生について必要な事項を定めるものとする。

（出願資格）

第2条 研究生・委託生を出願することが出来る者は、大学を卒業した者、又は本学においてこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

（研究・委託願）

第3条 研究生・委託生を出願する者は、研究・委託願に入学検定料5,000円を添えて、所定の期日までに願い出なければならない。

（選 考）

第4条 研究生・委託生の選考は、書類審査のほか必要に応じて面接その他の方法によって行い、教授会の議を経て学長が許可する。

（許可の時期）

第5条 研究生・委託生の許可の時期は、学期の初めとする。ただし、教授会において特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

（研究期間）

第6条 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、研究期間延長願を提出し、その期間を更新することが出来る。

2 委託生についても、前項を準用する。

（授 業 料）

第7条 研究生・委託生は、授業料を納入しなければならない。

2 授業料は、月額50,000円とし、在学予定期間に応じ、当該期間における当初の月に納入するものとする。

（特別の経費）

第8条 研究生・委託生の実験・実習等に要する経費は、必要に応じ徴収することがある。

2 前項の経費については、その都度定める。

（既納の授業料等）

第9条 既に納入した検定料、授業料及び特別の経費は、これを返還しない。

（指導教員の指定）

第10条 学長は、研究生・委託生の研究事項等を考慮し、指導教員を指定する。

（学則等の準用）

第11条 研究生・委託生に対しては、この規程に定めるもののほか、学則及びその他の本学学生に関する規程を準用する。

（改 廃）

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行うものとする。

（附 則） 1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。

神戸常盤大学外国人留学生規程

(目 的)

第1条 この規程は、神戸常盤大学学則（以下「学則」という。）第56条第2項の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程にいう留学生とは、日本の大学等において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を許可された外国人をいう。

(入学資格)

第3条 留学生として本学に入学することができる者は、次の各号のすべてに該当し、本学の選考に合格した者とする。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者。もしくはこれと同等以上の資格を有すると認められる者で文部科学大臣の指定した者。
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号第2条2号別表第1）における在留資格で、「留学」の在留資格を有する者もしくは「留学」の在留資格を取得できる見込みの者。
- (3) 入学後の学修に支障のない日本語能力を有する者。
- (4) 確実な身元保証人及び経費支弁者を有する者。

(入学の出願)

第4条 留学生として入学を志願する者は、次の各号の書類に検定料を添えて指定の期日までに願出なければならない。

- (1) 入学志願票（本学所定用紙）
- (2) 志願理由書（本学所定用紙）
- (3) 学歴及び職歴を記載した履歴書（本学所定用紙）
- (4) 最終出身学校の学業成績証明書
- (5) 最終出身学校の卒業又は修了証明書
（見込みによる証明書の場合は、入学前に卒業又は修了証明書を提出すること。）
- (6) 身元保証人及び経費支弁者の確認書（本学所定用紙）
- (7) 住民票（国籍・地域、在留資格等が記載されたもの）又はパスポートの写し
- (8) 独立行政法人日本学生支援機構が実施した「日本留学試験」の受験時の受験番号等を記載した書類
- (9) その他必要とする書類

(入学の選考)

第5条 前条の入学志願者の選考については、別に定める。

(入学手続・許可及び学費等)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、誓書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金及び学費を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
- 3 留学生の学費等については、別に定める。

(入学の時期)

第7条 留学生の入学の時期は、学年の初めとする。

(学則の準用)

第8条 留学生については、この規程に定めるもののほか、学則その他本学学生に関する規程を準用する。

(附 則) 1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(附 則) 1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則) 1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

MEMO